

◎淀川右岸水防事務組合副管理者専決規程

制 定 平18. 4. 1 決裁

第1条 副管理者は別に定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところにより管理者の権限に属する所管事務を専決することができる。

第2条 副管理者の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 法令、条例、規則等の規定に基づいて行う重要な処分その他の権限の行使に関すること
- (2) 既決の事務事業の重要な変更に関すること
- (3) 重要な報告、申請、照会、回答、諮問、届出、通知、進達、副申等に関すること
- (4) 重要な告示、公告に関すること
- (5) 規則又は達の改廃に関すること
- (6) 重要な訴訟事件の処理に関すること
- (7) 水防分団の分団長以下の任免に関すること
- (8) 本組合規約第11条に規定する職員で常勤の者（以下「職員」という）の昇給・昇格に関すること
- (9) 1件5000万円以下の工事の施行及び1件2000万円未満の物件、労力その他の調達の設定に関すること
- (10) 職員の出張を命じること

2 前項により専決できる事項であっても、異例若しくは規定の解釈上疑義のあるもの又は副管理者が重要と認められるものについては、管理者の決裁を受けなければならない。

第3条 副管理者は非常災害時その他の場合において緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず機宜の処置をとることができる。ただし、実施後遅滞なく管理者に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から実施する。